

東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員選出内規（平成20年7月17日制定）の一部を改正する内規（案）
 改正理由：東京大学総長選考会議内規の一部を改正する規則（令和2年4月28日東大規則第2号）及び東京大学総長選考会議内規に関する了解事項の一部改正について（令和2年4月28日総長選考会議）の施行並びに題名の変更等に伴い、所要の改正を行うもの

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| <p>東京大学総長選考にかかる<u>大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員選出内規</u></p> <p>1. <u>大学院総合文化研究科選出代議員（以下「代議員」という。）</u> 4名は、大学院総合文化研究科専任教員のうちから選出することとし、次の区分ごとに所属教員2名に割り当てる。なお、所属は、代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。</p> <p>（1）言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻及び附属グローバル地域研究機構</p> <p>（2）広域科学専攻及び附属教養教育高度化機構</p> <p>2 前項各号の区分に該当しない教員については、その教員の専門分野に応じて研究科長が適宜判断のうえ、前項各号のいずれかの区分を適用する。</p> <p>2. <u>教養学部選出代議員（以下「代議員」という。）</u> 4名は、大学院総合文化研究科、大学院数理科学研究科及び大学院情報学環所属の教養学部担当教員のうちから選出することとし、文系所属教員2名及び理系所属教員2名に割り当てる。なお、所属は、代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。</p> | <p>東京大学総長選考にかかる<u>大学院総合文化研究科及び教養学部における投票資格を有する者から選出される代議員に関する内規</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条</u> この内規は、東京大学総長選考会議内規に関する了解事項第2項第1号アの規定に基づき、<u>大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における投票資格を有する者から選出される別表1の区分による代議員（以下「別表1代議員」という。）の選出方法を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（別表1の区分による代議員の選出）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>大学院総合文化研究科から選出される別表1代議員4名は、</u>大学院総合文化研究科専任教員のうちから選出することとし、次の各号に掲げる区分ごとに所属教員2名を割り当てる。なお、所属は、当該代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。</p> <p>（1）言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻及び附属グローバル地域研究機構</p> <p>（2）広域科学専攻及び附属教養教育高度化機構</p> <p>2 前項各号の区分に該当しない教員については、その教員の専門分野に応じて研究科長が適宜判断のうえ、前項各号のいずれかの区分を適用する。</p> <p><u>第3条</u> <u>教養学部から選出される別表1代議員4名は、</u>大学院総合文化研究科、大学院数理科学研究科及び大学院情報学環所属の教養学部担当教員のうちから選出することとし、文系所属教員2名及び理系所属教員2名に割り当てる。なお、所属は、当該代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。</p> |

3. 上記代議員の選出方法については、別に定める。

(その他)

第4条 別表1代議員の選出方法については、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年5月 日から施行する。

大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員の選出方法について（平成20年7月17日決定）の一部を改正する裁定（案）
 改正理由：東京大学総長選考会議内規の一部を改正する規則（令和2年4月28日東大規則第2号）及び東京大学総長選考会議内規に関する了解事項の一部改正について（令和2年4月28日総長選考会議）の施行並びに題名の変更に伴い、所要の改正を行うもの

| 現 行 | 改 正 |
|--|---|
| <p data-bbox="327 264 1081 328"><u>大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員の選出方法について</u></p> <p data-bbox="241 376 1099 480"><u>大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員選出内規（以下「内規」という。）3に基づき、大学院総合文化研究科代表代議員及び教養学部代表代議員の選出方法について、次のとおり定める。</u></p> <p data-bbox="248 635 1099 703">1. 大学院総合文化研究科選出代議員については、次の順序で、内規に定める割当数になるまで指名する。</p> <p data-bbox="259 711 801 927"> (1) 現研究科長 (2) 現副研究科長 (3) 前研究科長 (4) 前副研究科長 (5) 前研究科長の一代前の元研究科長 (6) 前副研究科長の一代前の元副研究科長 </p> <p data-bbox="297 935 1037 967">以下、代を遡って元研究科長、元副研究科長の順に充てる。</p> <p data-bbox="248 1007 1099 1110">2. 教養学部選出代議員については、1に定める選出方法と同じ方法により、内規に定める割当数になるまで選出する。ただし、1により指名された者を除くものとする。</p> <p data-bbox="248 1158 1099 1222">3. 2の選出方法を定めるにあたっては、大学院数理科学研究科長及び大学院情報学環長の了承を得るものとする。</p> | <p data-bbox="1207 264 1962 328"><u>総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部から選出される代議員の選出方法について</u></p> <p data-bbox="1128 376 1986 592"><u>東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部における投票資格を有する者から選出される代議員に関する内規（以下「内規」という。）第4条に基づき、大学院総合文化研究科から選出される代議員（以下「総合文化代議員」という。）及び教養学部から選出される代議員（以下「教養代議員」という。）の選出方法について、次のとおり定める。</u></p> <p data-bbox="1135 635 1986 703">1. 総合文化代議員については、次の順序で、内規に定める割当数になるまで指名する。</p> <p data-bbox="1146 711 1688 927"> (1) 現研究科長 (2) 現副研究科長 (3) 前研究科長 (4) 前副研究科長 (5) 前研究科長の一代前の元研究科長 (6) 前副研究科長の一代前の元副研究科長 </p> <p data-bbox="1184 935 1924 967">以下、代を遡って元研究科長、元副研究科長の順に充てる。</p> <p data-bbox="1135 1007 1986 1110">2. 教養代議員については、1に定める選出方法と同じ方法により、内規に定める割当数になるまで選出する。ただし、1により指名された者を除くものとする。</p> <p data-bbox="1135 1158 1986 1222">3. 2の選出方法を定めるにあたっては、<u>事前に</u>大学院数理科学研究科長及び大学院情報学環長の了承を得るものとする。</p> |

附 則

この裁定は、令和2年5月 日から実施する。

東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部における
投票資格を有する者から選出される代議員に関する内規

平成20年7月17日 総合文化研究科拡大教授会承認

(目的)

第1条 この内規は、東京大学総長選考会議内規に関する了解事項第2項第1号アの規定に基づき、大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における投票資格を有する者から選出される別表1の区分による代議員（以下「別表1代議員」という。）の選出方法を定めることを目的とする。

(別表1の区分による代議員の選出)

第2条 大学院総合文化研究科から選出される別表1代議員4名は、大学院総合文化研究科専任教員のうちから選出することとし、次の各号に掲げる区分ごとに所属教員2名を割り当てる。なお、所属は、当該代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。

- (1) 言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻及び附属グローバル地域研究機構
- (2) 広域科学専攻及び附属教養教育高度化機構

2 前項各号の区分に該当しない教員については、その教員の専門分野に応じて研究科長が適宜判断のうえ、前項各号のいずれかの区分を適用する。

第3条 教養学部から選出される別表1代議員4名は、大学院総合文化研究科、大学院数理科学研究科及び大学院情報学環所属の教養学部担当教員のうちから選出することとし、文系所属教員2名及び理系所属教員2名に割り当てる。なお、所属は、当該代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。

(その他)

第4条 別表1代議員の選出方法については、別に定める。

附 則

この内規は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月 日から施行する。

総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部から選出される
代議員の選出方法について

平成20年7月17日 研究科長・学部長裁定

東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部における投票資格を有する者から選出される代議員に関する内規（以下「内規」という。）第4条に基づき、大学院総合文化研究科から選出される代議員（以下「総合文化代議員」という。）及び教養学部から選出される代議員（以下「教養代議員」という。）の選出方法について、次のとおり定める。

1. 総合文化代議員については、次の順序で、内規に定める割当数になるまで指名する。
 - (1) 現研究科長
 - (2) 現副研究科長
 - (3) 前研究科長
 - (4) 前副研究科長
 - (5) 前研究科長の一代前の元研究科長
 - (6) 前副研究科長の一代前の元副研究科長以下、代を遡って元研究科長、元副研究科長の順に充てる。
2. 教養代議員については、1に定める選出方法と同じ方法により、内規に定める割当数になるまで選出する。ただし、1により指名された者を除くものとする。
3. 2の選出方法を定めるにあたっては、事前に大学院数理科学研究科長及び大学院情報学環長の了承を得るものとする。

附 則

この裁定は、平成20年7月17日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年5月 日 から実施する。

東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における選挙資格を有する者以外の代議員の選出方法に関する内規（平成16年6月18日制定）の一部を改正する内規（案）

改正理由：東京大学総長選考会議内規の一部を改正する規則（令和2年4月28日東大規則第2号）及び東京大学総長選考会議内規に関する了解事項の一部改正について（令和2年4月28日総長選考会議）並びに題名の変更に伴い、所要の改正を行うもの

| 現 行 | 改 正 |
|--|---|
| <p>東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における<u>選挙資格を有する者以外の代議員の選出方法に関する内規</u></p> <p>（目的） 第1条 この内規は、<u>大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）第7条第1項の規定に基づき、選挙資格を有する者以外の代議員（以下「第2号代議員」という。）の選出方法を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（第2号代議員の選出）</u> 第2条 <u>第2号代議員の選出は、次の各号によるものとする。</u> (1) 教授会構成員以外の常勤教職員の選挙により選出する。 (2) 選挙は単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者を<u>第2号代議員</u>とする。 (3) 前号において最多得票の者が2名以上の場合は、年長者とする。ただし、同一の場合は、くじにより決する。</p> <p>（選挙管理委員会） 第3条 前条の選挙を実施するため、選挙管理委員会を設置する。 2 前項の選挙管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 教授会構成員以外の教員のうちから、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長が指名する者 若干名 (2) 技術職員のうちから、大学院総合文化研究科長が指名する者 若干名</p> | <p>東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における<u>投票資格を有する者以外の常勤教職員から選出される代議員に関する内規</u></p> <p>（目的） 第1条 この内規は、<u>東京大学総長選考会議内規に関する了解事項第2項第1号イの規定に基づき、大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における投票資格を有する者以外の常勤教職員から選出される別表2の区分による代議員（以下「別表2代議員」という。）の選出方法を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（別表2の区分による代議員の選出）</u> 第2条 <u>別表2代議員の選出は、次の各号によるものとする。</u> (1) 教授会構成員以外の常勤教職員の選挙により選出する。 (2) 選挙は単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者を<u>別表2代議員</u>とする。 (3) 前号において最多得票の者が2名以上の場合は、年長者とする。ただし、同一の場合は、くじにより決する。</p> <p>（選挙管理委員会） 第3条 前条の選挙を実施するため、選挙管理委員会を設置する。 2 前項の選挙管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 教授会構成員以外の教員のうちから、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長が指名する者 若干名 (2) 技術職員のうちから、大学院総合文化研究科長が指名する者 若干名</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) 事務職員のうちから、事務部長が指名する者 若干名 (4) その他、研究科長が指名する者 若干名 3 選挙管理委員会の委員長は、前項の委員の互選により決定する。 4 選挙管理委員会の委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに委員会を統括する。</p> <p>(欠員補充) 第4条 第2条により選出された第2号代議員が、退職又は配置換等によりその資格を失った場合には、次点者を第2号代議員とする。</p> <p>(その他) 第5条 本内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長並びに選挙管理委員会が定める。</p> | <p>(3) 事務職員のうちから、事務部長が指名する者 若干名 (4) その他、研究科長が指名する者 若干名 3 選挙管理委員会の委員長は、前項の委員の互選により決定する。 4 選挙管理委員会の委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに委員会を統括する。</p> <p>(欠員補充) 第4条 第2条により選出された別表2代議員が、退職又は配置換等によりその資格を失った場合には、次点者を別表2代議員とする。</p> <p>(その他) 第5条 本内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長並びに選挙管理委員会が定める。</p> |
|--|--|

附 則

- 1 この内規は、令和2年5月 日から施行する。
- 2 令和2年度におけるこの内規の実施にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言による活動制限等の状況を踏まえ、第2条2号の「単記無記名投票により行い」の規定は、「インターネットを使用して行い」とする。

東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における投票資格を有する者以外の常勤教職員から選出される代議員の選出方法に関する内規

平成 16 年 6 月 17 日 総合文化研究科拡大教授会承認

平成 16 年 6 月 18 日 数理科学研究科教授会承認

(目的)

第 1 条 この内規は、東京大学総長選考会議内規に関する了解事項第 2 項第 1 号イの規定に基づき、大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における投票資格を有する者以外の常勤教職員から選出される別表 2 の区分による代議員(以下「別表 2 代議員」という。)の選出方法を定めることを目的とする。

(別表 2 の区分による代議員の選出)

第 2 条 別表 2 代議員の選出は、次の各号によるものとする。

- (1) 教授会構成員以外の常勤教職員の選挙により選出する。
- (2) 選挙は単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者を別表 2 代議員とする。
- (3) 前号において最多得票の者が 2 名以上の場合は、年長者とする。ただし、同一の場合は、くじにより決する。

(選挙管理委員会)

第 3 条 前条の選挙を実施するため、選挙管理委員会を設置する。

2 前項の選挙管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教授会構成員以外の教員のうちから、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長が指名する者 若干名
- (2) 技術職員のうちから、大学院総合文化研究科長が指名する者 若干名
- (3) 事務職員のうちから、事務部長が指名する者 若干名
- (4) その他、研究科長が指名する者 若干名

3 選挙管理委員会の委員長は、前項の委員の互選により決定する。

4 選挙管理委員会の委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに委員会を統括する。

(欠員補充)

第 4 条 第 2 条により選出された別表 2 代議員が、退職又は配置換等によりその資格を失った場合には、次点者を別表 2 代議員とする。

(その他)

第 5 条 本内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長並びに選挙管理委員会が定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和2年5月 日から施行する。
- 2 令和2年度におけるこの内規の実施にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言による活動制限等の状況を踏まえ、第2条2号の「単記無記名投票により行い」の規定は、「インターネットを使用して行い」とする。

総長選考代議員選出にかかる選挙管理委員会名簿(案)

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|------|--------|-----------|--------|
| 教員 | | | |
| 文 系 | | 講師 | 松井 恵子 |
| 理 系 | 生命環境 | 助教 | 都筑 正行 |
| | 相関基礎 | 助教 | 澁谷 憲悟 |
| | 広域システム | 助教 | 土井 靖生 |
| 数 理 | | 助教 | 麻生 和彦 |
| 事務職員 | | | |
| 事務部 | 総務課 | 副課長(数理担当) | 寺内 博貴 |
| | 総務課 | 副課長 | 羽田 智紀 |
| | 経理課 | 専門員 | 木村 保 |
| | 教務課 | 副課長 | 佐藤 満喜子 |
| | 学生支援課 | 専門員 | 秋本 真利 |
| | 図書課 | 専門員 | 寶来 貴子 |
| 技術職員 | | | |
| | 共通技術室 | 技術専門職員 | 瀧澤 勉 |